

平成 20 年 5 月 26 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 11 号
スタートプロシード投資法人
代表者名
執行役員 平出 和也
(コード番号: 8979)
問合せ先
スタートアセットマネジメント投信株式会社
取締役管理部長 高内 啓次
TEL. 03-6202-0856

資産運用会社における定款の変更に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるスタートアセットマネジメント投信株式会社は、本日開催の取締役会にて、平成 20 年 6 月 3 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に下記のとおり定款の変更に関する議案を付議する決議をいたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記記載の定款の変更は、本臨時株主総会での承認可決をもって効力を生じ、その後、金融商品取引法第 50 条第 1 項第 8 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 199 条第 6 号に基づき金融庁へ定款の変更の届出を行います。

記

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に柔軟に対応するために、事業の目的に投資法人の機関運営事務を新たに追加すること、及び現行定款にない招集通知についての条文を追加すること、併せて投資信託及び投資法人に関する法律及び証券取引法(現金融商品取引法)が改正されたことに伴い、文言の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (記載省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 16 項に規定する投資信託委</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>託業</p> <p>(2) <u>投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する投資法人資産運用業</u></p> <p>(3) <u>投資信託及び投資法人に関する法律第34条の10第1項第2号に規定する不動産管理業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) 第1号及び第2号に付随する宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に規定する取引一任代理等の業務</p> <p>(5) 前各号に付随する業務</p>	<p>(2) <u>金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業</u></p> <p>(3) <u>金融商品取引法第35条第2項第7号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第68条第14号に規定する不動産の管理業務</u></p> <p>(4) <u>金融商品取引法第35条第2項第7号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第68条第18号に規定する投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。)から同法第117条第1項の規定による委託を受けて同項第4号に掲げる機関の運営に関する事務を行う業務</u></p> <p>(5) 第1号及び第2号に付随する宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に規定する取引一任代理等の業務</p> <p>(6) 前各号に付随する業務</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 (記載省略)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(公告の方法) 第4条 (記載省略)</p>	<p>(公告の方法) 第4条 (現行のとおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行可能株式総数) 第5条 (記載省略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 (現行のとおり)</p>
<p>(株券の不発行) 第6条 (記載省略)</p>	<p>(株券の不発行) 第6条 (現行のとおり)</p>
<p>(株式の譲渡制限) 第7条 (記載省略)</p>	<p>(株式の譲渡制限) 第7条 (現行のとおり)</p>
<p>(株式取扱規則) 第8条 (記載省略)</p>	<p>(株式取扱規則) 第8条 (現行のとおり)</p>
<p>(基準日) 第9条 (記載省略)</p>	<p>(基準日) 第9条 (現行のとおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期) 第10条 (記載省略)</p>	<p>(招集の時期) 第10条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(招集権者) 第 11 条 (記載省略)</p> <p>(総会の議長) 第 12 条 (記載省略)</p> <p>(決議の方法) 第 13 条 (記載省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第 14 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置及び取締役の員数) 第 15 条 (記載省略)</p> <p>(選任方法) 第 16 条 (記載省略)</p> <p>(任期) 第 17 条 (記載省略)</p> <p>(役付取締役の選任) 第 18 条 (記載省略)</p> <p>(役付取締役の職務) 第 19 条 (記載省略)</p> <p>(代表取締役) 第 20 条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第 21 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設定及び員数) 第 22 条 (記載省略)</p> <p>(選任方法) 第 23 条 (記載省略)</p> <p>(任期) 第 24 条 (記載省略)</p>	<p>(招集通知) 第 11 条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の 1 週間前までに発する。</p> <p>2. 前項の規定に関わらず、株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(招集権者) 第 12 条 (現行のとおり)</p> <p>(総会の議長) 第 13 条 (現行のとおり)</p> <p>(決議の方法) 第 14 条 (現行のとおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第 15 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置及び取締役の員数) 第 16 条 (現行のとおり)</p> <p>(選任方法) 第 17 条 (現行のとおり)</p> <p>(任期) 第 18 条 (現行のとおり)</p> <p>(役付取締役の選任) 第 19 条 (現行のとおり)</p> <p>(役付取締役の職務) 第 20 条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役) 第 21 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第 22 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設定及び員数) 第 23 条 (現行のとおり)</p> <p>(選任方法) 第 24 条 (現行のとおり)</p> <p>(任期) 第 25 条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常任監査役の選任) 第 25 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 26 条 (記載省略)</p> <p>(利益配当金および除斥期間) 第 27 条 <u>利益配当金</u>は、毎決算期末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者にこれを支払う。 2. <u>利益配当金</u>がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(常任監査役の選任) 第 26 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 27 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当および除斥期間) 第 28 条 <u>剰余金の配当</u>は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者にこれを支払う。 2. <u>剰余金の配当</u>がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催	平成 20 年 6 月 3 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 3 日 (予定)
金融庁への届出	平成 20 年 6 月 20 日 (予定)

4. 今後の見通し

平成 20 年 10 月期の運用状況の見通しにつきましては、現在策定中ですが、決定した時点でお知らせいたします。

以 上

本資料の配布先 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.sp-inv.co.jp>